

こ成事 333 号  
令和5年6月20日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁  
成育局長  
(公印省略)  
支援局長  
(公印省略)

#### 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、令和5年4月1日以降発生 of 災害から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、令和5年3月31日以前に発生 of 災害については、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」により行うこととする。

## 児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

### 1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、別に定める通知に基づき、管内児童福祉施設等の被害状況について迅速かつ確かな把握に努めるとともに、こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付あて報告すること。

### 2 被災後の事務処理

#### (1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、こども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、こども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付こ成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所については40万円以上、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については30万円以上）であること。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定こども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。

オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定こども園（学校教育部分）であること。

カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。

#### (2) 協議書類及び提出部数

ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部

(イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

イ 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設等の場合

(ア) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部

- (イ) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部
- ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合
  - (ア) 国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部
  - (イ) 降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部
  - (ウ) 降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部
  - (エ) 降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部
  - (オ) 降灰除去事業施設別表（別表） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たっての留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たっての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

